

辰巳法律研究所&リーダーズ総合研究所

# 行政法☆実力診断テスト 試験問題

試験開始の合図があるまで開いてはいけません。

(注意事項)

- 1 問題は1ページから8ページまで10問あり、時間は30分です。
- 2 解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 3 答案用紙への記入およびマークは、次のようにしてください。
  - ア 氏名は必ず記入してください。
  - イ 受験番号および生年月日は、所定欄に横書きし、該当箇所をマークしてください。
  - ウ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

< 択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例 >

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

(正解) →

問題1	①	●	③	④	⑤
問題2	①	②	③	④	⑤
問題3	①	②	③	④	⑤
問題4	①	②	③	④	⑤
問題5	①	②	③	④	⑤

※本講座は、自己採点となります。

マークシートの提出はございません。

## 辰巳法律研究所



# 法令等 [問題1～問題10は択一式(5肢択一式)]

問題1 次の会話の空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

教員A 「今日は行政行為に関して少し考えてみましょう。B君、法律行為的行政行為の講学上の分類について具体例をいくつか挙げることができますか。」

学生B 「そうですね。例えば、許可、特許、認可があります。」

教員A 「よく知っていますね。許可は、[ア] 義務を解除することで、私人に運転免許を与えることがこれに当たりますよね。Cさん、原発の開発許可は講学上の何に分類されるのでしょうか。」

学生C 「原発の開発許可は、私人が本来的には有しない特別な能力や権利を設定することなので、[イ] に当たります。」

教員A 「そのとおりですね。ところで、人体に有害な煙が排出される工場の設置許可が申請され、許可に基づく申請者の活動から予想される第三者への悪影響を防止するため、付随的に公害防止設備の設置を義務付けることがありますよね。これは、附款のうち何というのですか。」

学生B 「これは、行政行為の効果内容に付加的に特定の義務付けを命じるもので [ウ] といいいます。」

教員A 「そうですね。行政行為は、たとえ違法であっても、無効と認められる場合でないときは、権限ある行政庁または裁判所がそれを取り消さない限り、一応効力のあるものとして通用し、相手方はもちろん、他の行政庁、裁判所その他の第三者もその効力を承認しなければならない、という特殊な効力を有していますが、これを行政行為の効力のうち何といいいますか。」

学生C 「[エ] といいいます。」

教員A 「はい、結構です。なお実定法上の概念と講学上の分類とは必ずしも一致しないことに注意してくださいね。」

	ア	イ	ウ	エ
1	不作為	特許	条件	公定力
2	作為	許可	負担	不可変更力
3	不作為	特許	負担	公定力
4	作為	許可	条件	不可変更力
5	不作為	特許	条件	不可変更力

問題 2 行政調査に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 行政調査については行政手続法上の不利益処分に該当する場合に限り、行政手続法の適用が認められる。
- 2 行政調査は、義務を命じておくことなく抜き打ち的に調査する権限を認められることがあるため、従来の行政法学は行政調査を即時強制の一環として扱ってきたが、行政調査を即時強制とは別の範疇のものとして説明することも可能である。
- 3 犯則調査手続は、犯則事件の調査のため犯則嫌疑者等に対する質問の他、検査、領置、臨検、搜索又は差押え等を認めているため、刑事手続であると解される。
- 4 相手方の任意の協力を待ってなされる行政調査であっても、法律による行政の原理に照らせば、法律の根拠が必要となる。
- 5 行政調査は行政行為とは相対的に独立した制度であるので、行政調査に重大な瑕疵があったとしても、その行政調査を経てなされた行政行為が瑕疵を帯びることはない。

問題 3 行政手続法に関する次のア～エの記述に関して、その正誤を正しく示す組合せはどれか。

ア 公にされた審査基準が客観的指標により明確に定められている場合において、申請が当該審査基準に適合しないことが申請書の記載の内容から明らかであるときは、行政庁は、申請者の求めがあったときに処分の理由を示せば足りる。

イ 行政庁が、理由を示さないで不利益処分をする差し迫った必要がある場合は、原則として、処分後相当の期間内に理由を示せば足りる。

ウ 申請者に対する申請認容処分をする際に、第三者に不利益な効果を及ぼす場合であっても当該第三者に対する理由の提示は義務付けられていない。

エ 不利益処分を書面でする場合の理由の提示は、書面により示さなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	正	正
2	誤	正	誤	誤
3	正	誤	正	誤
4	正	正	誤	誤
5	誤	誤	誤	正

問題 4 行政指導等に関する次の記述のうち、法令および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 処分等の求めについて、法令に違反する事実がある場合にその是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、当該求めをするにつき法律上の利益を有する者に限られず、何人も、当該処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する行政機関に対して当該処分または行政指導を求めることができる。
- 2 市が、マンションを建築しようとする事業主に対して指導要綱に基づき教育施設負担金の寄付を求めた場合において、当該指導要綱が当該行政指導に従わない事業主に対して水道の給水を拒否するなどの制裁措置を背景として義務を課することを内容とするものであっても、市民の生活環境が宅地開発やマンション建設によって破壊されることを防止することを目的としている以上、当該行政指導が違法な公権力の行使となる余地はない。
- 3 マンションの建築主が、建築確認申請に係る建築物の建築計画をめぐる生じている紛争について、行政機関から話し合いによって解決するようとの行政指導を受けて協議を始めた場合には、その後、建築主が建築主事に対し行政指導に協力できない旨の意思を真摯かつ明確に表明していると認められるときまでは、当該行政指導を理由として建築確認を留保していたとしても違法とはならない。
- 4 行政指導が口頭でされた場合で、相手方からその趣旨や内容、責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政手続法上、当該行政指導に携わる者は、それを交付しなければならない。しかし、既に文書によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求める行政指導については、書面の交付義務はない。
- 5 生活保護法に基づく書面による指示がなされた場合において、指示に至る経緯および従前の内容やそれらに対する被保護者の認識、当該書面に指示の理由として記載された事項等を考慮に入れることにより、当該書面に指示の内容として記載されていない事項までその内容に含まれると解することはできない。

問題 5 裁決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 処分庁の上級行政庁である審査庁は、法令に基づく申請を却下し、または棄却する処分の全部または一部を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該処分を取り消すだけでなく、自ら申請を認容する処分をすることができる。
- 2 事実上の行為を除く処分についての審査請求に理由がある場合には、審査庁が処分庁の上級行政庁または処分庁のいずれでもないときであっても、裁決で、当該処分の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更することができる。
- 3 処分についての審査請求に理由がある場合において、審査庁が、裁決で当該処分を変更するときは、審査請求人の不利益に当該処分を変更することができる。
- 4 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不合法である場合には、審査員は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- 5 裁決は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

問題 6 行政不服審査法における審理に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 審査請求の審理は、書面によることを原則としているため、審査請求人または参加人の申立てがある場合であったとしても、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるかは、審理員の裁量にゆだねられる。
- 2 審理員が審査庁から指名された場合において、処分庁が審査庁であるときを除き、審理員は、直ちに審査請求書または審査請求録取書の写しを処分庁に送付しなければならない。
- 3 審理員は、職権で物件の所持人に対し相当の期間を定めてその物件の提出を求めることができる。
- 4 審理員が必要と認める場合、審理員は、数個の審査請求に係る審理手続を併合することができる。
- 5 審理員が審理員意見書を作成した場合、審理員は、速やかに審理員意見書を事件記録とともに審査庁に提出しなければならない。

問題 7 原告適格に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

ア 鉄道の連続立体交差化を内容とする都市計画事業の事業地の周辺住民が、当該事業認可の取消訴訟を提起した場合、当該事業地内の不動産に対する権利を有しない者は、当該事業による健康または生活環境に係る著しい被害を直接受ける者であっても、原告適格が認められない。

イ (旧) 建築基準法に基づく総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物を所有する者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

ウ 県指定史跡を研究対象としている学術研究者が史跡指定解除処分取消訴訟を提起した場合において、当該指定解除処分の根拠規定等に県民あるいは国民が史跡等から文化財の保存・活用から受ける利益をそれら個人個人の個別的利益として保護すべきものとしていると解し得る手掛かりとなるものを見出すことができず、また、文化財の学術研究者の学問研究上の利益の保護について特段の配慮をしていると解し得る規定を見出すことができないときには、当該学術研究者には原告適格が認められない。

エ (旧) 地方鉄道法に基づく特急料金改定の認可処分に対し、当該路線周辺に居住し通勤定期券を購入して日常的に特急を利用している者が、当該認可処分の取消しを求める場合、かかる者は、当該認可処分によって自己の権利利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者に当たるといえ、原告適格が認められる。

オ 病院の開設許可に対して、その病院の開設地付近において医療施設を開設し医療行為をする医療法人が取消訴訟を提起した場合、(旧) 医療法の規定は、病院経営の安定を図ることまでも保護しているといえるから、かかる医療法人には、原告適格が認められる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 エ・オ

問題 8 差止訴訟に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに認められることになっており、両要件とも積極要件として規定されている。
- 2 ある職務命令に違反した場合に懲戒処分をするという方針を任命権者が明らかにしている場合において、その職務命令が違法であると考え、これを拒否しようとする職員が懲戒処分の差止めの訴えを提起するときは、具体的・一義的にどのような懲戒処分がされるかを特定しなければ差止めを求めることはできない。
- 3 行政庁がAに対する一定の処分をしようとしている場合に、Xによりその処分の差止めの訴えが提起され、認容判決が下されたときは、Aに対し判決の効力が及ばないと紛争解決の実効性を確保することができないから、Aは、その判決の効力を受けることになる。
- 4 裁判所は、職権で、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を差止めの訴えに参加させることができる。
- 5 差止めの訴えにおいて、第三者に対する民事訴訟の提起が可能であれば、直ちに「その損害を避けるために他に適当な方法がある」といえる。



問題 9 国家賠償法 2 条に関する次のア～オの記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 国家賠償法 2 条 1 項において瑕疵があるとされる安全性の欠如、すなわち他人に危害を及ぼす危険性のある状態とは、営造物を構成する物的施設自体に存する物理的・外形的な欠陥ないし不備によって危害を生ぜしめる危険性がある場合を指すから、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合は安全性が欠如しているとはいえない。

イ 幅員約 7.5 メートルで、歩車道の区別のない国道上に故障車が約 87 時間にわたって放置された道路について、道路交通法上は故障車を排除する権限は警察にあり、当該道路の安全性の欠如に対しては警察の規制権限不行使が問題となるから、道路管理者はそのことを理由に損害賠償責任を免れることができる。

ウ 国家賠償法 2 条 1 項の「営造物の設置又は管理に瑕疵」があるとは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうところ、通常有すべき安全性の有無は、本来の用法に従った使用を前提とした上で、何らかの危険発生の可能性があるか否かによって決せられるべきであるから、設置管理者が予測し得ない極めて異常な使用方法で生じた事故であった場合には、設置管理者の損害賠償責任が否定され得る。

エ 国家賠償法 2 条 1 項に基づく国または公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としないから、不可抗力による場合ないし回避可能性のない場合であっても、これによって生じた損害について免責されることはない。

オ 未改修河川または改修の不十分な河川の安全性については、過渡的な安全性をもって足り、既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中である河川については、当該計画が全体として格別不合理なものであるか早期の改修を行うべき特段の事由が生じない限り、未改修部分につき改修がいまだ行われていないとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとすることはできない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題10 住民に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 法人は、市町村の区域内に住所を有していても、当該市町村およびこれを包括する都道府県の住民になることはできない。
- イ 普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権は、選挙権を有する者で年齢が満 25 歳以上の者に認められる。
- ウ 地方自治法に基づいて、地方公共団体の議会の解散請求がなされた場合、選挙管理委員会はこれを有権者の投票に付し、過半数の同意があったときは、議会は解散する。
- エ 住民監査請求を行うことができるのは、普通地方公共団体の住民のうち有権者である住民に限られる。
- オ 地方公共団体の住民には条例の制定・改廃について直接請求権が認められるが、税の賦課徴収に関する請求を行うことはできない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ



# Readers⇔Leaders

---



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>  
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）